

現場代理人の取扱いについて

令和7年2月27日

西海市建設工事標準請負契約書（以下「工事請負契約書」という。）に定める現場代理人について、次のとおり取り扱うものとする。

1. 対象

西海市が発注する工事

2. 現場代理人の取扱い

(1) 現場代理人の配置について

工事請負契約書第10条第1項の規定により、受注者は現場代理人を工事現場に配置しなければならない。また、同条4項の規定により現場代理人は工事現場に常駐しその運営、取締りを行うこととされている。

(2) 現場代理人の資格要件

特別な資格は要しない。

(3) 途中交代

現場代理人の途中交代については、制限を設けない。

(4) 現場代理人の常駐を要しない場合

現場代理人の常駐については、次のいずれかの要件を満たす場合に、工事請負契約書第10条第5項の規定により工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないものとして取り扱うものとする。

ア 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

イ 工事請負契約書第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間

ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

エ アからウまでに掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

オ 1件の工事における請負金額が4,500万円未満(建築一式9,000万円未満)の工事(技術者の専任が必要とされない工事)で、市又は監督職員と常に携帯電話等で連絡がとれる場合

(5) 現場代理人が他の工事現場との兼務を認める場合

現場代理人については、原則として他の工事現場の主任技術者（監理技術者）又は現場代理人との兼務を認めない。ただし、兼務しても安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がないと、相互の発注機関の長が判断できる工事に限り、次のいずれかに該当し、市又は監督職員と携帯電話等により常時連絡が取れること、かつ、市又は監督職員が指示した場合は、速やかに工事現場に向かう等の対応を行うことを条件に、現場代理人の兼務を認めるものとし、当該現場代理人は、兼務しているいずれかの工事現場に常駐し、工事現場を離れる際には、安全管理や連絡体制を構築しておかなければならない。

ア 兼務しようとする公共工事（国、県等を含む。）の全てが請負金額 500 万円未満であり、市内において施工する場合。ただし、兼務している工事が 1 つでも契約変更等により 500 万円以上になった場合は、その時点で兼務している工事のみで、それ以上の兼務はできない。

イ 公共工事（国・県等含む。）において、各々の工事の請負金額が 4,500 万円未満（建築一式 9,000 万円未満）の技術者の専任が必要とされない工事で、2 以上の工事を同一の建設業者が市内又は近隣の市町である場合は 10 km 程度以内（工事現場が離島の場合は、他に兼務している公共工事（国・県等含む。）の現場において工事稼働がないこと。）において施工する場合。ただし、兼務する工事の請負金額合計が 9,000 万円未満（建築一式 1 億 8,000 万円未満）の範囲とし、兼務する工事の件数は、原則 3 件までとする。

(6) 市への報告及び協議

ア 2（4）ア、イ及びエの現場施工を行わない期間については、現場代理人の工事現場における常駐義務は不要とし、他の工事の作業員として従事することを可能とする。この場合において、受注者は計画工程表等により作業等が行われていない期間を監督職員に報告するものとし、当該作業が行われていない期間が変更になったときは、変更の計画工程表等の再提出又は工事指示及び記録簿等により作業等が行われてない期間の報告を行うこと。

イ 2（4）イの工事の全部の施工を一時中止している期間については、市が通知する「工事中止通知書」の期間において常駐義務は不要とする。

ウ 2（4）ウの工場製作のみを施工している期間については、現場代理人の工事現場における常駐義務は不要とし、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人がこれらの製作を一括して管理することができるものとする。

なお、兼務する場合は、工場製作のみを施工している期間を計画工程表等により監督職員に報告すること。

エ 2. (5) の2以上の工事を同一の現場代理人が兼務する場合は、現場代理人等決定(変更) 通知書提出時に様式第1号を市に2部提出し、協議の上承諾を得ること。

3. 「経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者」の工事現場の現場代理人との兼務に関する取扱い

(1) 現場代理人との兼務

経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者は、本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き、その職務に従事することが求められているため、原則として工事現場への常駐が求められている現場代理人との兼務は認めない。

ただし、請負金額が4,500万円未満(建築一式工事9,000万円未満)の技術者の専任を要しない工事現場で、かつ、次の要件を全て満たし市が承諾した場合に限り経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者と現場代理人との兼務を認める。

ア 経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者と工事の現場代理人を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。

イ 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

ウ 工事現場と営業所が市内又は近隣の市町である場合は10km程度以内にあり、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。ただし、工事現場が離島であるときは、他に受注している公共工事(国・県等含む。)の現場において工事稼働がないこと。

エ 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

オ 経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者の他に配置する現場代理人がないこと。

(2) 市との協議

経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者を現場代理人として兼務させる場合は、現場代理人等決定(変更) 通知書提出時に様式第3号を市に2部提出し、協議の上承諾を得ること。

(3) その他

当初請負金額が4,500万円未満(建築一式9,000万円未満)であっても、変更契約等により請負金額が4,500万円以上(建築一式9,000万円以上)となった場合は、主任技術者は専任での配置となることから、現場代理人についても経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者との兼務は認めない。

4. 市による兼務の不承諾又は承諾取消し

兼務要件を満たしている場合でも、工事内容、受注者の施工状況等により兼務することが適切でないと市が判断した場合は、兼務を承諾せず、又は兼務の承諾を取り消すものとする。

5. その他

受注者が、本通知の規定に違反し、建設業法に抵触することとなった場合（請負金額が130万円以下の場合で現場代理人等決定（変更）通知書の提出を省略する場合を含む。）には当該者の建設業の許可権者へ通報するとともに契約解除となる場合があるため厳に注意すること。

6. 適用日

令和7年3月1日から適用する。